

静岡県医療救護計画の改定について

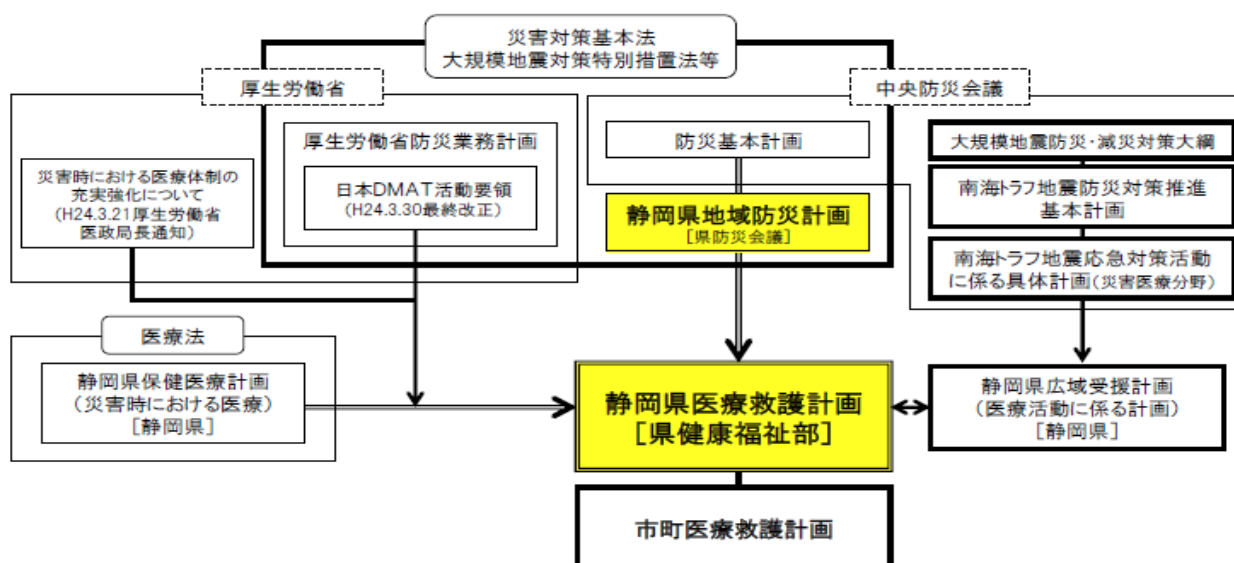
(静岡県健康福祉部地域医療課)

1 趣旨

本県は、大規模災害に対する県及び市町の医療救護体制を確立するため、「静岡県医療救護計画」（以下、「医療救護計画」という。）を定めている。

熊本地震等の状況を踏まえた医療救護計画の見直しを行い、災害時における医療提供体制の充実を図る。

2 静岡県医療救護計画の位置付け



※ 2/13 静岡県救急・災害医療対策協議会にて了承済み

3 主な改定内容

(1) 救護所設置運営指針の見直し

災害時における救護所の開設について、市町が地域の被害の状況等に応じて柔軟な設置運営ができるよう、代表的な救護所設置モデルを例示。

(2) 救護病院の指定運営指針の明確化

大規模災害時に医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護病院の指定要件を明確化。

(3) 精神科災害拠点病院の指定方針

今後の精神科災害拠点病院の指定に向けて、指定方針等を新たに本計画に位置付ける。

(4) コーディネート機能の強化

平成 28 年熊本地震の経験を踏まえ、保健医療活動に係るコーディネート機能の強化について定める。(D P A T (災害派遣精神医療チーム) 等との連携)

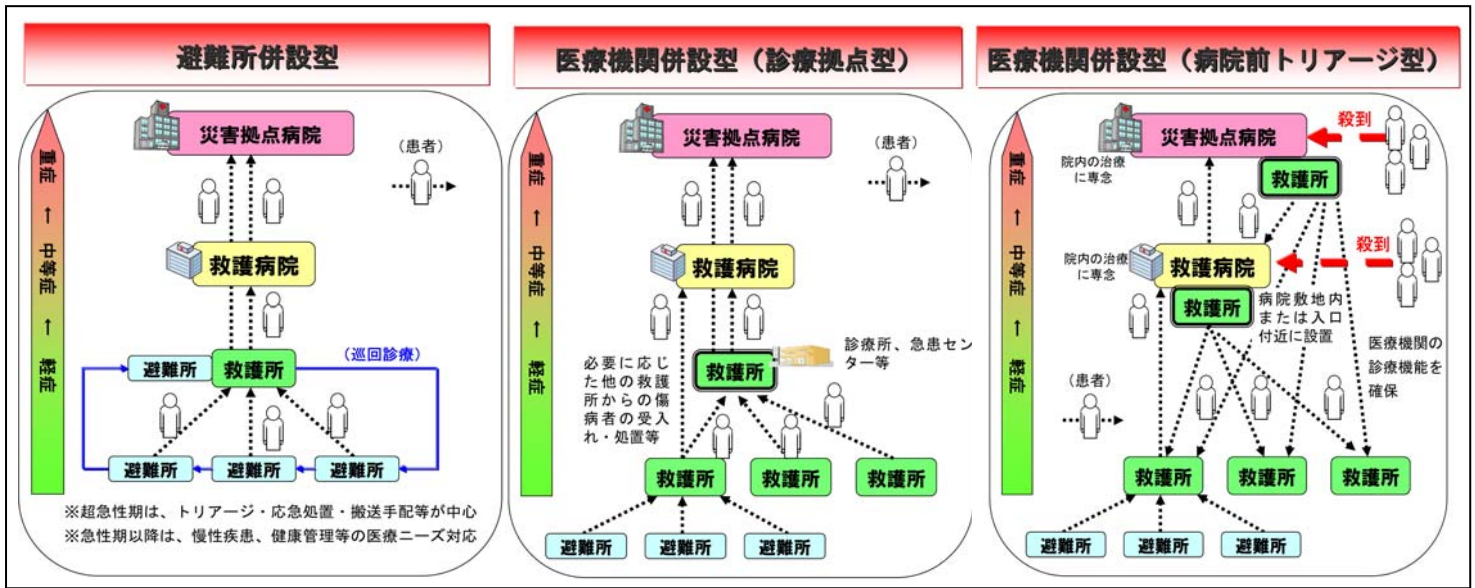
(5) その他、前回改定以降の諸事情を踏まえた時点修正等

災害拠点病院の追加指定の反映ほか

○ 主な改定内容（詳細）

(1) 救護所設置運営指針の見直し（代表的な救護所設置モデルの例示等）

区分	活動内容
避難所併設型	避難所に併設し、超急性期はトリアージ・応急処置等を実施
医療機関併設型 (診療拠点型)	医療機関（診療所、急患センター等）前などに設置し、傷病者の受入れ・処置等を行い、地域の核となる機能を担う
医療機関併設型 (病院前トリアージ型)	軽症患者が多数来院することも懸念されるため、医療機関（災害拠点病院・救護病院等）前に設置し、応急処置や救護所への案内等を行い、医療機関の負荷を軽減（診療機能を確保）する役割を担う



(2) 救護病院の指定運営指針の明確化

大規模災害時に医療救護活動を円滑に実施するため、救護病院の指定要件に、想定津波浸水域外に立地している旨を明記。

(3) 精神科災害拠点病院の指定方針

今後、精神科災害拠点病院の指定に向けて、災害拠点精神科病院の役割や指定運営方針について、新たに本計画に位置付ける。

(4) コーディネート機能の強化

平成 28 年熊本地震では、保健医療活動チームの情報連携等で困難な状況が生じたことを踏まえ、DPA T（災害派遣精神医療チーム）や災害時小児周産期リエゾン、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）との連携など、保健医療活動にかかるコーディネート機能の強化について定める。

(5) その他、前回改定以降の諸事情を踏まえた時点修正等

災害拠点病院の追加指定の反映や、医薬品の確保・供給体制等について、現在の取扱いに合わせるための全体的な表現の見直しを行う。

